

資格取得を希望する**季節労働者**の方へ **危険物取扱者試験 乙種第4類** **準備講習**



- ・ ガソリンスタンド運用
- ・ タンクローリー乗務
- ・ 有機溶剤を扱う工場業務

などに役立ちます

受講無料

受講料は協議会が負担します

危険物取扱者（乙種第4類）とは？

危険物の取り扱い・立ち会いを行う資格です。乙種第4類は引火性液体（ガソリン、灯油、軽油など）を扱い、各類の中で取得者数及び社会的需要が最も多い資格です。

準備講習

出題難易度の高い項目の重点的整理・試験勉強のコツ・最近の出題傾向を踏まえた模擬問題など、効果の高い講習を行います。

- ・ 危険物に関する法令
- ・ 基礎的な物理学及び化学
- ・ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火方法
- ・ 練習問題

日時
会場

お申込み締切日

令和2年1月17日（金）

1/28  29  9:00
17:00

北見芸術文化ホール（北見市泉町1丁目3-22）

受託
実施

北見地区危険物安全協会
（北見市寿町2丁目1-28消防本部内）



- 危険物取扱者試験（乙種第4類）を受験される方を対象とした講習です。
- ※ 試験の詳細は試験願書、または（一財）消防試験研究センターのホームページ等でご確認ください。試験手数料は自己負担になります。
- 受講料には講習で使用するテキスト代・例題集代を含みます。

対象

北見市・訓子府町・置戸町に住居登録されている、下記の①～③のいずれかに該当する方。

- ① 現在、雇用保険の短期雇用特例被保険者として雇用されている方
- ② 離職者で、直前の離職に係る雇用保険が短期雇用特例被保険者であった方。
- ③ 離職者で、直前の離職に係る雇用保険は一般被保険者であったが、その受給資格を有せず、かつ、前々職に係る雇用保険が短期雇用特例被保険者であった方。

※ ②は前職、③は前々職を平成30年4月1日以前に離職した方を除く。

お申込み・お問い合わせ

北見地域季節労働者通年雇用促進協議会

Tel/Fax **0157-25-1248** 平日 8:45 ~ 17:30
(土日祝、12/29~1/3を除く)

〒090-0024 北見市北4条東4丁目2番地北見市役所第1分庁舎2F <http://www.kitami-tunenkoyo.jp/>

